



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

974	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
975	〃	( 〃 ).....	1
976	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	2
977	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	( 〃 ).....	2
978	生馬土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	2
979	土地収用法に基づく事業の認定	(用地対策課).....	3
980	道路の区域変更	(道路保全課).....	5
981	道路の供用開始	( 〃 ).....	6
982	道路の区域変更	( 〃 ).....	6
983	道路の供用開始	( 〃 ).....	6

## 告 示

### 和歌山県告示第974号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年9月25日まで縦覧に供する。

平成24年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成24年7月25日

2 名称

特定非営利活動法人絆

3 代表者の氏名

倉谷修治

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市稲成町80番地の2

5 定款に記載された目的

この法人は、未来を担ってたつ子供たちや障害を抱えたものが安心して生活することの出来る社会を目指し、また、世界遺産登録された熊野の自然を守るための環境保全への取組に積極的に参画し、これらの目的を達成できるよう補助に関する事業を行い、地域や弱者に寄与することを目的とする。

### 和歌山県告示第975号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え

置いて、平成24年9月27日まで縦覧に供する。

平成24年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年7月27日

2 名称

特定非営利活動法人ええとこねつと龍神村

3 代表者の氏名

古久保直樹

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市龍神村西137番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、「地産地消」、「地域資源の循環利用」を基本としつつ地域資源を守り、活かすことを目的とした「奥日高エコプロデュースプラン」を、地域の人々等と共に推進し、地域の魅力、活力の向上等地域の振興に寄与することを目的とする。

### 和歌山県告示第976号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成24年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3050100 373	児童デイサービス雪うさぎ	和歌山市和佐関戸228-1	児童発達支援	合同会社雪うさぎ	和歌山市和佐関戸228-1	平成 24. 8. 1	平成 30. 7. 31
			放課後等デイサービス				

### 和歌山県告示第977号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成24年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
有限会社岩本薬局ふじと台店	和歌山市中575番地3 ふじと台駅前ビルエスタシオン4階	川口茉論	平成 24. 9. 1

### 和歌山県告示第978号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により生馬土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成24年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 退任した役員(平成24年4月20日退任)

職名	氏名	住所
理事	山本梯二郎	西牟婁郡上富田町生馬2164番地
理事	村尾誠一	西牟婁郡上富田町生馬2076番地
理事	吉田公太郎	西牟婁郡上富田町生馬1886番地
理事	大江朝夫	西牟婁郡上富田町生馬1971番地
理事	田中達也	西牟婁郡上富田町生馬2586番地
理事	鳥淵良治	西牟婁郡上富田町生馬2668番地
理事	吉田之紀	西牟婁郡上富田町生馬1684番地
監事	榎本稔	西牟婁郡上富田町生馬2064番地
監事	鳥淵文夫	西牟婁郡上富田町生馬2473番地の1
監事	木本眞次	西牟婁郡上富田町生馬1709番地の2

## 2 就任した役員(平成24年4月21日就任)

職名	氏名	住所
理事	木本眞次	西牟婁郡上富田町生馬1709番地の2
理事	植本務	西牟婁郡上富田町生馬2047番地
理事	大江克明	西牟婁郡上富田町生馬1985番地
理事	山本憲一	西牟婁郡上富田町生馬2165番地
理事	吉田公太郎	西牟婁郡上富田町生馬1886番地
理事	田中達也	西牟婁郡上富田町生馬2586番地
理事	鳥淵良治	西牟婁郡上富田町生馬2668番地
監事	村尾誠一	西牟婁郡上富田町生馬2076番地
監事	鳥淵文夫	西牟婁郡上富田町生馬2473番地の1
監事	吉田之紀	西牟婁郡上富田町生馬1684番地

## 和歌山県告示第979号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成24年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 起業者の名称 串本町
- 2 事業の種類 串本町地域振興拠点施設整備事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川字牛越及び字ノフ嶋駈出シ地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川字牛越及び字ノフ嶋駈出シ地内の面積4,264㎡の区域(以下「本件区域」という。)を起業地とする「串本町地域振興拠点施設整備事業」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は串本町の地域情報発信の拠点となる地域振興施設と沿道の休憩施設とを一体的に整備する事業であり、法第3条第32号に掲げる国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

## (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者である串本町は、普通地方公共団体であり、その一般会計により、すでに財源措置を講じていることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力があると認められる。

また、本件事業は、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき指定された吉野熊野国立公園における公園事業としても位置づけられており、環境大臣の同意を得ているものである。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

## ア 得られる公共の利益

串本町は、紀伊半島の南端部に位置する本州最南端の地であり、太平洋に面する海岸部に沿って東西に広がる町域面積約136km<sup>2</sup>、人口18,426人の町である。

串本町の海岸部は、吉野熊野国立公園及び熊野枯木灘海岸県立自然公園に属していることに加えて、潮岬灯台や天然記念物橋杭岩などの観光資源に恵まれており、観光客数は年間100万人以上を数えている。また、串本町の基幹産業は水産業であり、カツオのケンケン漁発祥地である他、トビウオ漁が盛んな地域となっている。農業は花き類を中心に梅、金柑、イチゴ等が栽培されている。

しかしながら、串本町の基幹産業である水産業の年間販売額は、平成18年から平成22年までの5年間で毎年減少しており、平成22年の販売額は平成18年の約半分に落ち込んでいるなど縮小傾向にあり、また、農業の販売額も減少傾向にあり、総農家数も減少している。さらに、商業の販売額も減少しており、従業員数も減少している。こうした地場産業の衰退化及び弱体化は、他に新たな企業の進出も見込めないことから雇用の場の減少につながり、都市部への人口流出を招いている。また、人口減少率も和歌山県全域と比較し高くなるなど地域の活力を著しく低下させることとなっている。

本事業の完成により、集客効果が高い立地条件において、観光情報の提供や地域産品の販売等を行う沿道休憩施設が整備されることから、効率的に観光的魅力を紹介する機会が増え、滞在型観光への積極的な誘客が可能となり、また、多くの観光客への水産物をはじめ地域産品の広報活動や販売が可能となることから、販売の促進や販路の拡大が見込まれ、さらに、これら地場産業の活性化により新たな雇用の機会が拡大されるなど、串本町の観光、水産業、農業及び商業等の振興並びに活力強化に寄与することが認められる。

なお、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び和歌山県環境影響評価条例（平成12年和歌山県条例第10号）に定める環境影響評価の実施対象外の事業であるが、本件事業が周辺の環境に与える影響について検討した結果、本件事業区域内は既に駐車場施設として利用されており、手洗い施設等の汚水については汚水処理施設により適切に処理され、環境基準に適合していることに加え、新たに整備する施設に係る汚水等についても汚水処理施設により適切に処理することとしており、本事業については環境基準に適合すると予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存するものと認められる。

## イ 失われる利益

起業者の行った調査によると、本件区域内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）等により起業者が保護のために特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件事業区域内には文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## ウ 事業計画の合理性

本件事業は、地域情報発信を主な目的として、地域振興施設と一般国道42号沿道の休憩施設を一体的に整備する事業であり、本件事業の事業計画は沿道休憩施設等の定める規格に適合していると認められる。

本件事業の起業地については、天然記念物橋杭岩を臨む沿岸部の一般国道42号沿道において整備する鬮野川地区案(以下「申請案」という。)のほか、申請案から北側において整備する姫地区案及び串本町中心部から西側において整備する高富地区案の3案について検討が行われている。

申請案と他の2案を比較すると、申請案は用地取得費は3案中最も高額になるものの、起業地内にある既存の串本町管理の施設等を有効活用することとしており、総事業費は3案中最も廉価となっていることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3) アで述べたように、串本町においては地場産業の衰退化及び弱体化による雇用の場の減少とそれに伴う人口の減少により地域の活力が低下していることから、できるだけ早期に観光産業と連携し、水産業、農業及び商業等の地場産業の活性化を促す必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

串本町役場 企画課

和歌山県告示第980号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市中辺路町小松原字柿木49 2番2地先から同市中辺路町小松 原字柿木467番6地先まで	旧	8.00 } 39.00	622.10	
同上	旧	14.70 }	588.78	

		30.20		
同上	新	14.70 } 30.20	588.78	

**和歌山県告示第981号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 田辺市中辺路町小松原字柿木492番2地先から同市中辺路町小松原字柿木467番6地先まで

供用開始の期日 平成24年8月14日

**和歌山県告示第982号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 岩出海南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市岡田字下道ノ内677番1地先から同市岡田字下道ノ内664番7地先まで	旧	6.65 } 7.80	225.34	
同上	新	12.08 } 13.30	225.34	

**和歌山県告示第983号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 岩出海南線

供用開始の区間 海南市岡田字下道ノ内677番1地先から同市岡田字下道ノ内664番7地先まで

供用開始の期日 平成24年8月14日